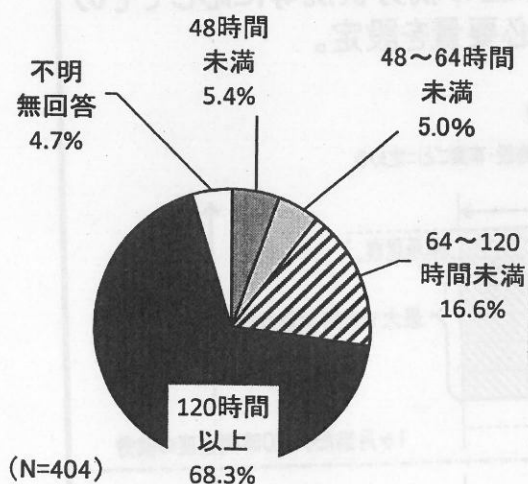


3. 保育の必要性の認定に関する基準

| 項目 | 国の示す基準 | 市の基準(案) |
|---------------|--|---|
| 保育の実施を必要とする事由 | ①就労(フルタイムの他、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応) ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院している親族の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 | 国の基準どおり |
| 区分・必要量 | 保育標準時間 ・1日11時間までの利用 ・1月あたり平均275時間(212時間超・292時間以下) | 国の基準どおり |
| | 保育短時間 ・1日8時間までの利用 ・1月あたり平均200時間(最大212時間) ・就労下限時間:1月あたり48時間以上64時間以下 | 近年の保育所待機状況及び現行の保育所入所要件等から勘案し就労下限時間を月64時間に設定 |
| | ・②妊娠、出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない ・現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所できる経過措置を講じる | 国の基準どおり |

4. 交野市の就労実態 (ニーズ調査より)



現行の取り扱いでは、就労の下限時間を1か月120時間としている

就労時間が64時間以上である割合は89.6%であり、下限時間を64時間としても大半の保育ニーズを満たすことが可能と考える

64時間未満の就労時間の家庭にかんしては、一時預かり事業等の子育て支援で対応していく方向で考えることとする



就労時間の下限時間設定を64時間とする